（記録の保存等）

第三十四条　治験依頼者は、次に掲げる治験に関する記録（文書及びデータを含む。）を被験製品に係る再生医療等製品についての製造販売の承認（法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第四十五条、第五十三条及び第六十一条第二項において同じ。）を受ける日（第三十二条第三項の規定により通知したときは、通知した日後三年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（再審査等の資料の基準）

第七十六条　法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第二十三条の二十六第五項（法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合に限る。）、第二十三条の二十九第四項及び第二十三条の三十一第四項に規定する資料の収集及び作成については、第四条から第六条まで、第七条（第三項第一号を除く。）、第九条、第十条（第一項第二号を除く。）、第十一条から第十五条まで、第二十四条から第三十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一項第二号を除く。）、第四十九条、第五十条、第五十一条（第七項を除く。）、第五十二条から第六十七条まで、第六十八条（第三項を除く。）及び第六十九条から第七十五条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、第二十四条第二項ただし書を除く。）中「治験」とあるのは「製造販売後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、「治験責任医師」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内管理人」とあるのは「製造販売後臨床試験国内管理人」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員会」と、「治験分担医師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担医師」と、「治験責任医師等」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、「治験協力者」とあるのは「製造販売後臨床試験協力者」と、「治験製品管理者」とあるのは「製造販売後臨床試験製品管理者」と、「治験審査委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会」と、「専門治験審査委員会」とあるのは「専門製造販売後臨床試験審査委員会」と、「治験審査委員会等」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会等」と、「治験使用製品」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、これらの規定（見出しを含み、第十一条、第二十四条の見出し及び同条第一項、第二項並びに第五項から第七項まで、第二十五条（見出しを含む。）並びに第五十八条（見出しを含む。）の規定を除く。）中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、第七条第一項第二号中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第十一条中「治験製品」とあるのは「被験者、製造販売後臨床試験協力者が被験製品及び対照製品の識別をできない状態（以下「盲検状態」という。）にした製造販売後臨床試験製品」と、第十二条第一項及び第十三条中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第二十四条の見出し及び同条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、同条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、第一号中「治験用」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験用」と、第二項及び第五項から第七項までの規定中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、第二十五条中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第五十八条中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十一条第二項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第六十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第七十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第八十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第九十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百二十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百三十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百四十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百五十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百六十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百七十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百八十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第百九十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百二十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百三十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百四十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十六条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十七条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十八条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百五十九条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十一条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十二条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十三条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十四条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製造販売後臨床試験使用製品等」と、第二百六十五条第一項中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、「治験使用製品等」とあるのは「製